

令和2年8月31日招集

8月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和2年度8月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年8月31日（月）午後2時から午後2時39分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員（18人）

1番	虎澤栄三	2番	石山和徳	3番	渡邊芳枝
4番	小戸田修子	5番	鈴木健二	6番	小熊義信
7番	山岸信一	8番	成田誠一	9番	内藤浩一
10番	谷澤康雄	11番	坂井雄一	12番	塚原幸夫
14番	別所正幸	15番	神田和博	16番	石塚絹代
17番	田中さとみ	18番	仁多見繁隆	19番	齋藤茂博

4 欠席委員 13番 鈴木金一

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第34号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第35号	横越地域の農業の振興に関する計画の検証に係る意見等について
議案第37号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第36号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂井靖彦 事務局次長 小林友衛 農地係長 岡田明
農政振興係長 八百板恵 管理係主査 遠藤文博

7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより8月定例総会を開会いたします。欠席届が出ておりますので、報告いたします。13番鈴木金一委員、以上1名でございます。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いします。</p>
議長(会長)	<p>8月定例総会の出席、大変ご苦勞様です。年初めから新型コロナウイルス感染が流行り、もう半年以上過ぎたわけです。何故かここに来て、コロナよりも熱中症の方が世間を賑わせています。死亡者が多いということで、ニュースでは何人死亡ということが報道されています。農家にすれば、高温でこれから農作物に与える影響が、どのようになるのか心配です。昨年も大変な暑さで、新潟米の品質が悪かったという状況でした。自分のコシヒカリの場合、出穂してから、まだ2週間ちょっとです。30度以上が、1週間以上続いています。3日後くらいに、また前回よりも大型の台風が日本に近づいて通過して行きます。先回はフェーン現象で、温度は高かったのですが、風がありませんでした。3日後に来る台風が、どのような形で来るのか、農家としては大変心配です。今日は水が止まっているようですが、土地改良区が水を流してくれるのかも含めて、フェーン現象対策として農家ができることは、水を入れたりするくらいしかないと思います。できれば去年のことがないように、台風が過ぎ去って、稲刈りが順調に進むことを願っています。皆様も体調に気を付けて、実りの秋を迎えていただきたいと思います。</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。2番石山和徳委員、3番渡邊芳枝委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。委員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、両部会の所掌に関する議事につきましては、それ</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>ぞれの部会長から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長さんから、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、別所農政振興部会長さんから議長を務めていただき、その他について私が議長を務めることといたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事ですので、議長は、鈴木農地部会長と交代いたします。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>私も会長と同じように、雨が降ったらこれから涼しくなる、というお話をしようと思っていましたが、会長がお話しましたので、すぐ議事に入りたいと思います。</p> <p>議事の都合上、追加の議案第37号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第34号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第35号横越地域の農業の振興に関する計画の検証に係る意見等について、の順番に審議を進めることとし、議案第37号及び議案第34号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>農地係の岡田でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、横越地区で1件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大形地区で2件、大江山地区で1件、曾野木地区で1件、両川地区で1件、横越地区で1件の計6件です。横越地域の農業の振興に関する計画の検証に係る意見決定が1件です。今月の議案件数は合計で8件となります。議案第35号は、後ほど私からご説明をさせていただきます。また、すべての案件が、調査委員会に付されておりますので、私からの説明は割愛させていただき、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いたします。</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いいたします。</p>
<p>第1地域調査委員長</p>	<p>小熊です。第1地域調査委員会の調査結果について報告いたします。調査案件は、第5条申請が5件でした。</p> <p>議案第34号農地法第5条許可申請についてです。1ページ1号は、転用者から事情聴取しました。農地を売買により取得し、貸露天資材置場敷地に転用するものです。転用者から申請地を借りる業者は、申請地近隣で資材置場敷地を探しており、転用者に資材置場の確保を依頼しました。その後、土地所有者と転用者との間で、申請地を売却することで話がまとまり、今回申請に至りました。申請地は東区本所1丁目の畑1筆809㎡です。農地区分は、申請地の前面道路に水道管と下水道管が埋設されており、500m以内に教育施設と医療施設があることから第3種農地であると判断されます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、土留めを設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。1ページ2号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に賃借権を設定し、露天駐車場敷地に一時転用するものです。転用者は、申請地近くの新潟市発注の工事を受注し、その工事関係者の駐車場として一時的に使用するため、申請に至りました。申請地は東区海老ヶ瀬の田1筆508㎡です。農地区分は、農業振興区域内ですが、一時転用のため、許可できるものです。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、近隣農地に被害を与えないこと、転用期間終了後は農地に復元するなど、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。1ページ3号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在アパートに住んでいますが、個人住宅を建築する計画を立て、物件を探していたところ申請地がみつき、今回の申請に至りました。申請地は江南区北山の畑1筆123㎡です。農地区分は、申請地の前面道路に水道管と下水道管が埋設されており、500m以内に教育施設と医療施設があることから第3種農地であると判断されます。資金は自己資金と借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するに</p>

	<p>あたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。1 ページ4号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在アパートに住んでいますが、個人住宅を建築する計画を立て、物件を探していたところ、この申請地が見つかり、今回の申請に至りました。申請地は江南区天野の畑1筆 388 m²です。農地区分は、集落内にある10ha未満の小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。資金は借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。2 ページ5号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により取得し、露天駐車場敷地に転用するものです。転用者は、申請地近くの事業者や住民からの要望があり、露天駐車場敷地とするため、今回の申請に至りました。申請地は、江南区酒屋町の畑1筆 595 m²です。農地区分は、申請地の前面道路に水道管と下水道管が埋設されており、500m以内に教育施設が複数あることから第3種農地であると判断されます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。続きまして、第2地域の報告をお願いします。</p>
第2地域調査委員長	<p>16番石塚です。第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第3条許可申請が1件、第5条許可申請が1件でした。</p> <p>初めに、追加議案第37号横越地区1号は、譲受人の代理人から事情聴取しました。農地を売買によって、取得するものです。譲渡人が耕作できないため、経営規模の拡大を図りたい譲受人に所有権を移転するため、申請しました。申請地は、江南区木津の畑2筆 482 m²で農用地区域外です。譲受人世帯の経営面積は、56.23 aで、農業従事者は3名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も一式所有されています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかりと</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、農地法第5条許可申請についてです。議案書2ページ横越地区6号は、転用者から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、露天駐車場敷地に転用するものです。転用者は、自動車販売業を営んでいますが、現在の敷地が手狭になり、自宅の隣の畑を購入し露天車両置場とするため、申請に至りました。申請地は、江南区藤山1丁目の畑1筆 332 m²で、農地区分は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地と判断されます。転用は原則不許可ですが、申請に係る土地の周辺において、居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものです。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、周辺に農地はありませんが、飛砂や雨水が周りに行かないよう注意して工事をすることから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p> <p>ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、追加の議案第37号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、本冊1ページから2ページまでの議案第34号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不</p>

<p>農地係長</p>	<p>要であることから、許可処分を行います。次に、本冊3ページの議案第35号横越地域の農業の振興に関する計画の検証に係る意見等について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>議案書3ページと別紙と書かれた意見等の回答をご覧ください。平成30年4月に農振除外になり、中央農業委員会の定例総会で許可相当とされた施設について、市長から意見照会があったものです。地域の農業の振興に関する計画、27号計画と言いますが、この計画に位置付けられた施設については、当該振興計画に従って農用地区域から農用地以外の土地とされた年の翌年以降5年間、目標の達成について、毎年検証することと定められています。今回は、2年目の検証ということになります。その施設とは、江南区横越字上郷2007番1外12筆に建設された敷地面積9,242.29㎡の農産物加工物流工場および農産物直売所で、事業主は、株式会社鳥梅です。今回の照会事項は、当該計画に従って当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているかということで、8月26日、27日に農地部会の分科会を開催し、協議を行いました。委員の皆様からいろいろな意見をいただきましたので、回答と併せて産業振興課へ伝えたいと思います。また、産業振興課とのやり取りのなかで、27号計画は、市、県、農協など、関係機関団体と協議のうえ作成された計画なので、当該目標の達成に向けて関係者、ここでは市、農協があたりますが、鳥梅と調整を図るなど、必要な措置を講ずることを確認しました。ここでいう必要な措置というのは、農協及び新潟市の産業振興課が株式会社鳥梅に対し、アドバイスを適宜行うことです。次に、別紙をご覧ください。農地部会の分科会で協議した結果、横越地域の農業の振興を図る施設として位置付けられた施設の整備、稼働は完了したところですが、1年目、2年目に計画した地域農産物の受け入れ目標が達成されなかったことから、3年目以降は、その施設を十二分に活用し、計画以上の成果を上げられるようお願いする内容で、ご承認いただき、本日の定例総会に上程させていただきました。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>

議長(農地部会長)	<p>(質問なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、原案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
議長(農地部会長)	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の4ページから6ページをご覧ください。大江山地区第1号から10号は関連で、円滑化団体である新潟市農業協同組合を介した基盤強化促進法による貸し借りで、地主が当該農地を自作するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。</p> <p>次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の7ページ、8ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。石山地区で1件、大江山地区で3件、横越地区で2件、亀田地区で5件の計11件の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、農地については、自作や貸付けがされており、斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の9ページ、10ページをご覧ください。新潟地方法務局から記載の14件について、照会がありました。石山地区で4件、大形地区で2件、大江山地区で2件、鳥屋野地区で3件、横越地区で1件、亀田地区で2件の照会で、現地確認のうえ、横越地区の1件を農地、その他13件を非農地と回答しておりますので、ご報告</p>

	<p>いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の11ページをご覧ください。大形地区で1件、鳥屋野地区で1件、亀田地区で1件の計3件の届出で、1,050㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の12ページから14ページをご覧ください。石山地区で3件、大形地区で1件、鳥屋野地区で5件、曾野木地区で1件の計10件の届出で5,344㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p>
議長(農地部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
別所委員	<p>農地法第3条の3の規定による届出書で、委員会の斡旋の希望はない、と言われたと思いますが、議案書を見ると8号、9号、10号は、委員会による斡旋希望有と書いてありますが、どちらが正しいのでしょうか。</p>
農地係長	<p>大変失礼いたしました。確認しますので、しばらくお待ちください。</p>
議長(農地部会長)	<p>事務局が調べますので、それまで休憩とします。(午後2:28)</p> <p>(休憩)</p>
議長(農地部会長)	<p>それでは、議事を再開します。(午後2:30)</p>
農地係長	<p>先ほどの別所委員からのご指摘ですが、届出を受理しまして、斡旋の希望欄は、有となっていました。斡旋の申込みについては、これから事務処理を行う、ということです。今後、亀田地区の8号、9号、10号について、皆さんに斡旋の相談を行うこととなります。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>よろしいでしょうか。</p>

別所委員	はい。
議長(農地部会長)	他に質問、ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長(農地部会長)	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を別所農政振興部会長と交代いたします。
議長(農政振興部会長)	暑い中、総会の出席、ご苦勞様です。それでは、着座にて進めさせていただきます。 それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。別冊の議案第36号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。
農政振興係長	振興係の八百板です。別冊の議案第36号について、着座にてご説明いたします。 表紙をめくっていただきますと、地区別実績表の合計となっております。こちらは農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっております、6件、8,610㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が石山地区2件、横越地区2件、所有権移転が、大江山地区2件で面積が8,610㎡です。次ページが利用権設定による契約内容となっております。表の右上のカッコの数字がページ数となります。こちらは、相対で新規契約した案件になります。契約内容ですが、土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替、又は物納により支払うことで合意した内容となっております。次に、2ページをご覧ください。こちらは売買による所有権移転の案件になります。契約内容ですが、譲渡人は農地を相続しましたが、農家ではないため農地の売買を考えていたところ、譲受人と売買について合意したものです。なお、2件に分かれていますが、1号が青地、2号が白地のためです。以上が、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画であります。最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっております。公告については一番下段に記載しており、9月14日からとなっております。ご承認後は、産業振興課へ

	<p>公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。次に、別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
農政振興係長	<p>別冊の報告事項について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。こちらは、中間管理権移転の契約内容になります。契約内容ですが、当該農地が法人管理農地でなかったことが発覚し、個人に戻すため、移転するものです。なお、移転を受ける者は契約当時の内容をそのまま引き継ぎます。以上が、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による新潟市農用地利用配分計画であります。最後に、市の農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後、10月末に県の公告を予定しています。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>鈴木農地部会長さん、別所農政振興部会長さん、ありがとうございました。以上で、議事として提案した案件について終了しました。</p>

議長(会長)	<p>が、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日お配りした資料1 令和2年9月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長，農地部会関係，右が農政振興部会関係，その他となっております。農地法関係の許可・届出ですが，4日，14日，24日が届出の締切日，9日が許可申請の締切日となっております。15日は，午前10時30分から県農業会議の常設審議委員会がJA新潟ビルで行われます。虎澤会長から，ご出席をいただきます。25日は，通常午後2時からですが，対策委員会がありませんので，早めまして午後1時から第1地域調査委員会が入札室で予定されております。28日も同様に，午後1時から第2地域調査委員会が入札室で予定されております。なお，先ほども申し上げましたが，9月の対策委員会は農繁期のため開催いたしませんのでよろしくお願ひします。9月定例総会は，30日水曜日の2時から302会議室で開催いたします。業務予定については，以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただ今，事務局から報告，説明がありましたことについて，何かご質問，ご意見はありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>他に事務局からありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>他にないようですので，以上で8月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 石山和徳

署名委員 渡邊芳枝
